

就労資格に関する内容のお問い合わせ先

※在留資格によって所管が異なります。

※在留資格「経営・管理」は2021年4月1日より、就労審査第二部門に変更となりました。

所 管	電話番号	所管する在留資格
就労審査第一部門	0570-034259 (部署番号：310)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度専門職 ・ 法律・会計業務 ・ 研 究 ・ 技術・人文知識・国際業務 ・ 企業内転勤 ・ 次の「特定活動」 <ul style="list-style-type: none"> 高度人材 ワーキングホリデー インターンシップ 英国人ボランティア サマージョブ 国際文化交流 医療滞在 特定研究・特定情報処理 等
就労審査第二部門	0570-034259 (部署番号：320)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外 交 ・ 公 用 ・ 教 授 ・ 芸 術 ・ 宗 教 ・ 報 道 ・ 医 療 ・ 教 育 ・ 経 営・管 理 ・ 興 行 ・ 技 能 ・ 介 護（施行前 現在：告示外特定活動） ・ 次の「特定活動」 <ul style="list-style-type: none"> アマチュアスポーツ選手 EPA 建設・造船就労 製造業外国従業員 等